平成２９年（フ）第２１０号
群馬県高崎市石原町4134番地　ジュネスかなざわＢ－101号
債務者　狩野　亜也
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５１９号
埼玉県川越市大字上戸163番地３（リバーサイド加藤303号室）
債務者　森下　光貴
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６０３号
川崎市多摩区布田14番17号　メゾンやなぎ２Ｆ　８号室
債務者　丸山　和芳
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
新潟県新発田市舟入町３丁目４番24号　ベルシュＡ棟１
債務者　林　　真人
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３６１号
静岡県三島市壱町田３番地の20
債務者　山本　　一
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３４１号
愛知県岡崎市井田町字１丁目47番地、住民票上の住所愛知県岡崎市上六名１丁目１番地１県営明神橋住宅808
債務者　松原　芳子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１９号
愛知県岡崎市舳越町字西沖４番地２　シンフォニア岡崎西　804
債務者　鳥居　春美
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０５１号
大阪府箕面市西宿２丁目22番３－506号、前住所大阪府豊中市東寺内町12番14―509号
債務者　下濵　健司
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６４８号
大阪市淀川区新高５丁目11番14号　ＣＬＥＡＲ　ＮＩＩＴＡＫＡ　305号
債務者　尾松　清美
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７３４号
大阪府吹田市千里山霧が丘１番１－501号
債務者　桑田　尊弘
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７３８号
大阪府摂津市千里丘１丁目11番６－207号
債務者　加井　　潔
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８５６号
大阪府高槻市高垣町21番５－101号
債務者　西尾　利香
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８６６号
大阪府東大阪市足代南１丁目８番５号　コーポ坂上　201号
債務者　梁本貴信こと　梁　　裕紀
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９３６号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目12番３－809号
債務者　荻野　静香
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６４号
大阪市東住吉区西今川４丁目16番10号　セランハイツ　404号
債務者　鵜川　恭子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６５号
大阪府豊中市岡上の町２丁目５番５号（702号）
債務者　東　　清美
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部